

独立行政法人中小企業基盤整備機構(法人番号2010405004147)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

中小機構は、中小企業政策全般にわたる総合的な支援・実施機関として多種多様な業務を行っており、中小企業者に対する財務、新事業展開、創業、市場開拓、事業承継、生産性向上など、経営全般に具体的な課題解決に資する助言、診断指導などの各種支援を実施。
また、商工会議所をはじめとする中小企業を支援する者に対する支援なども実施している。
当法人と同程度の規模の民間コンサルティング会社及び独立行政法人等を参考とした。

①民間コンサルティング会社

当該法人は、常勤職員数でほぼ同規模の民間コンサルティング会社(常勤職員数約1,217名)である。
有価証券報告書で公表されたデータによれば、常勤役員の平均報酬は年間約60百万円である。

②国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

当該法人は、中小機構と比較対象になる常勤職員数が同規模の独立行政法人(常勤職員数約1,542名:令和6年事業報告書より)である。
当該法人は、公表資料、役員報酬規程等に記載された本俸額等を勘案すると、令和6年度の理事長の年間報酬額は約21百万円であり、同様の考え方により、副理事長については約20百万円、理事については平均約17百万円、監事については約14百万円と推定される。

③事務次官(指定職8号俸)の年間給与 25,239千円

④令和5年度公表の令和4年民間における役員の年間報酬額
(規模:従業員1,000名以上3,000人未満) 36,138千円

② 令和7年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

中小機構では、機構設立時の平成16年7月から業績給を導入している。
業績給の支給対象は、理事長、副理事長及び理事(非常勤を除く。)である。
業績給は、主務大臣の当該事業年度に係る実績に関する評価の結果の通知を受け業績に反映させる。
・理事長の業績給の額は、主務大臣の評価結果を反映させる。
・副理事長及び理事の業績給の額は、評価結果及び役員としての業務に対する貢献度等を勘案し、理事長が決定する。

S 評価	200／100
A 評価	150／100
B 評価	100／100
C 評価	50／100
D 評価	0／100

(参考)
業績給＝月例支給額×2.9086(定率)×主務大臣の評価結果による割合等

③ 役員報酬基準の内容及び令和7年度における改定内容

理事長

役員報酬支給基準は、月額、期末特別手当及び業績給から構成されている。
その他、通勤手当及び単身赴任手当があり、支給要件に該当する者に支給される。
月額については、独立行政法人中小企業基盤整備機構役員報酬規程に基づき、月例支給額(1,102,000円)に地域付加額(月例支給額の18%)を加算して算出している。
期末特別手当についても、上記規程に基づき、月例支給額(1,102,000円)に地域付加額(月例支給額の18%)を加算した額に100分の166.49を乗じた金額にさらに2分の1を乗じ、基準日以前の6か月の在職期間に応じた割合を乗じて6月と12月に支給している。
業績給についても、上記規程に基づき、月例支給額(1,102,000円)に100分の290.86を乗じ、主務大臣の当該事業年度に係る実績に関する評価の結果を反映した割合(100分の0以上100分の200以下)を乗じ、さらに基準年度における在職日数に応じた割合を乗じた額を支給している。

令和7年度中の改定は以下のとおり。
・令和8年1月に令和7年4月分より月例支給額を1,072,000円から1,102,000円に改定
・期末特別手当について、乗じる割合を年100分の163.41から年100分の166.49に改定
・令和8年1月に業績給の乗じる割合について、100分の287.46から100分の290.86に改定

副理事長

役員報酬支給基準は、月額、期末特別手当及び業績給で構成されている。
その他、通勤手当及び単身赴任手当があり、支給要件に該当する者に支給される。
月額については、独立行政法人中小企業基盤整備機構役員報酬規程に基づき、
月例支給額(985,000円)に地域付加額(基本俸給の18%)を加算して算出している。
期末特別手当についても、上記規程に基づき、月例支給額(985,000円)に
地域付加額(基本俸給の18%)を加算した額に100分の166.49を乗じた金額に
さらに2分の1を乗じ、基準日以前の6か月の在職期間に応じた割合を乗じて
6月と12月に支給している。
業績給についても、上記規程に基づき、月例支給額(985,000円)に
100分の290.86を乗じ、主務大臣の当該事業年度に係る実績に
関する評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を勘案し、
理事長が決定した割合(100分の0以上100分の200以下)を乗じ、
さらに基準年度における在職日数に応じた割合を乗じた額を支給している。

令和7年度中の改定は以下のとおり。
・令和8年1月に令和7年4月分より月例支給額を958,000円から985,000円に改定
・期末特別手当について、乗じる割合を年100分の163.41から年100分の166.49に改定
・令和8年1月に業績給の乗じる割合について、100分の287.46から100分の290.86に改定

理事

役員報酬支給基準は、月額、期末特別手当及び業績給で構成されている。
その他、通勤手当及び単身赴任手当があり、支給要件に該当する者に支給される。
月額については、独立行政法人中小企業基盤整備機構役員報酬規程に基づき、
月例支給額(866,000円)に地域付加額(月例支給額の18%)を加算して算出している。
期末特別手当についても、上記規程に基づき、月例支給額(866,000円)に
地域付加額(月例支給額の18%)を加算した額に100分の166.49を乗じた金額に
さらに2分の1を乗じ、基準日以前の6か月の在職期間に応じた割合を乗じて
6月と12月に支給している。
業績給についても、上記規程に基づき、月例支給額(866,000円)に
100分の290.86を乗じ、主務大臣の当該事業年度に係る実績に関する評価の
結果及び役員としての業務に対する貢献度等を勘案し、理事長が決定した割合
(100分の0以上100分の200以下)を乗じ、さらに基準年度における在職日数に
応じた割合を乗じた額を支給している。

令和7年度中の改定は以下のとおり。
・令和8年1月に令和7年4月分より月例支給額を842,000円から866,000円に改定
・期末特別手当について、乗じる割合を年100分の163.41から年100分の166.49に改定
・令和8年1月に業績給の乗じる割合について、100分の287.46から100分の290.86に改定

監事

役員報酬支給基準は、月額及び期末特別手当で構成されている。
その他、通勤手当及び単身赴任手当があり、支給要件に該当する者に支給される。
月額については、独立行政法人中小企業基盤整備機構役員報酬規程に
基づき、月例支給額(762,000円)に地域付加額(月例支給額の18%)を加算して算出している。
期末特別手当についても、上記規程に基づき、月例支給額(762,000円)に
地域付加額(月例支給額の18%)を加算した額、月例支給額に100分の25を乗じた額
、月例支給額に地域付加額を加算した額に100分の20を乗じた額を合計した額に
6月には100分の172.5、12月には100分の177.5をそれぞれ乗じ、さらに基準日
以前の6か月の在職期間に応じた割合を乗じて6月と12月に支給している。

令和7年度中の改定は以下のとおり。
・令和8年1月に令和7年4月分より月例支給額を741,000円から762,000円に改定
・期末特別手当について、乗じる割合を年100分の345から年100分の350に改定

監事(非常勤)

役員報酬支給基準は、月額のみである。
月額については、独立行政法人中小企業基盤整備機構役員報酬規程に基づき、
非常勤役員手当(240,000円)を支給している。

令和7年度中の改定は以下のとおり。
・令和8年1月に令和7年4月分より非常勤役員手当を233,000円から240,000円に改定

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和7年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
理事長	千円 22,577	千円 12,954	千円 7,291	千円 2,331 (地域付加額)			*
副理事長A	千円 20,438	千円 11,577	千円 6,389	千円 388 2,083 (通勤手当) (地域付加額)			※
副理事長B	千円 1,071	千円 0	千円 1,071	千円 0 ()		令和6年6月30日	※
理事A	千円 17,730	千円 10,176	千円 5,734	千円 △11 1831 (通勤手当) (地域付加額)			◇
理事B	千円 17,939	千円 10,176	千円 5,734	千円 196 1,831 (通勤手当) (地域付加額)			
理事C	千円 17,551	千円 10,176	千円 5,392	千円 151 1,831 (通勤手当) (地域付加額)			◇
理事D	千円 16,879	千円 10,176	千円 4,792	千円 79 1,831 (通勤手当) (地域付加額)			◇
理事E	千円 16,884	千円 10,176	千円 4,740	千円 136 1,831 (通勤手当) (地域付加額)			※
理事F	千円 16,882	千円 10,176	千円 4,792	千円 82 1,831 (通勤手当) (地域付加額)			※
理事G	千円 16,973	千円 10,176	千円 4,792	千円 173 1,831 (通勤手当) (地域付加額)			※
理事H	千円 9,442	千円 7,027	千円 1,015	千円 134 1,264 (通勤手当) (地域付加額)	令和7年7月24日		◇
理事I	千円 1,200	千円 0	千円 1,200	千円 0 ()		令和6年7月25日	◇
理事J	千円 941	千円 0	千円 941	千円 0 ()		令和6年6月30日	◇
理事K	千円 941	千円 0	千円 941	千円 0 ()		令和6年6月30日	※
理事L	千円 941	千円 0	千円 941	千円 0 ()		令和6年6月30日	※
理事M	千円 8,434	千円 3,148	千円 4,719	千円 566 (地域付加額)		令和7年7月23日	◇
監事A	千円 15,346	千円 8,955	千円 4,666	千円 112 1,611 (通勤手当) (地域付加額)			
監事B	千円 15,314	千円 8,955	千円 4,666	千円 80 1,611 (通勤手当) (地域付加額)			※
監事C (非常勤)	千円 2,880	千円 2,880	千円 0	千円 0 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。
注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「※※」、該当がない場合は空欄
注3:「地域付加額」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。
注4:当法人においては、報酬額のうち業績給については翌年度に支給している。
注5:千円未満を切り捨ててあるので、合計額(年間報酬等の総額)が一致しない場合がある。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

理事長

中小機構は、中小企業政策全般にわたる総合的な支援・実施機関として多種多様な業務を行っており、中小企業者に対する財務、新事業展開、創業、市場開拓、事業承継、生産性向上など、経営全般にわたる具体的な課題解決に資する助言、診断指導などの各種支援を実施。
また、商工会議所をはじめとする中小企業を支援する者に対する支援なども実施している。
当法人と同程度の規模の民間コンサルティング会社及び独立行政法人等を参考とした。

①民間コンサルティング会社

当該法人は、常勤職員数でほぼ同規模の民間コンサルティング会社
(常勤職員数約1,217名)である。 有価証券報告書で公表されたデータによれば、
常勤役員の平均報酬は年間約60百万円である。

②国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

当該法人は、中小機構と比較対象になる常勤職員数が同規模の独立行政法人
(常勤職員数約1,542名:令和6年事業報告書より)である。

当該法人は、公表資料、役員報酬規程等に記載された本俸額等を勘案すると、
令和6年度の理事長の年間報酬額は約21百万円と推定される。

③事務次官(指定職8号俸)の年間給与 25,239千円

④令和5年度公表の令和4年民間における年間報酬額(規模:従業員1,000名以上3,000人未満) 36,138千円

中小企業政策全般にわたる見識や、中小企業者に対する助言・指導、資金面等を含めた各種支援、中小企業支援機関への支援力向上の協力を行う組織の立場から相応の能力を有する者が
必要であること、また、業務内容が類似した民間企業、同規模の独立行政法人、公務員及び民間
企業の報酬水準と比較検討した結果から、報酬水準は妥当だと思われる。

副理事長

中小機構は、中小企業政策全般にわたる総合的な支援・実施機関として多種多様な業務を行っており、中小企業者に対する財務、新事業展開、創業、市場開拓、事業承継、生産性向上など、経営全般にわたる具体的な課題解決に資する助言、診断指導などの各種支援を実施。
また、商工会議所をはじめとする中小企業を支援する者に対する支援なども実施している。
当法人と同程度の規模の民間コンサルティング会社及び独立行政法人等を参考とした。

①民間コンサルティング会社

当該法人は、常勤職員数でほぼ同規模の民間コンサルティング会社
(常勤職員数約1,217名)である。 有価証券報告書で公表されたデータによれば、
常勤役員の平均報酬は年間約60百万円である。

②国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

当該法人は、中小機構と比較対象になる常勤職員数が同規模の独立行政法人
(常勤職員数約1,542名:令和6年事業報告書より)である。

当該法人の公表資料、役員報酬規程等に記載された本俸額等を勘案すると、
副理事長の年間報酬額は約20百万円と推定される。

③令和5年度公表の令和4年民間における年間報酬額(規模:従業員1,000名以上3,000人未満) 36,138千円

中小企業政策全般にわたる見識や、中小企業者に対する助言・指導、資金面等を含めた各種支援、中小企業支援機関への支援力向上の協力を行う組織の立場から相応の能力を有する者が
必要であること、また、業務内容が類似した民間企業、同規模の独立行政法人、公務員及び民間
企業の報酬水準と比較検討した結果から、報酬水準は妥当だと思われる。

理事

中小機構は、中小企業政策全般にわたる総合的な支援・実施機関として多種多様な業務を行っており、中小企業者に対する財務、新事業展開、創業、市場開拓、事業承継、生産性向上など、経営全般にわたる具体的な課題解決に資する助言、診断指導などの各種支援を実施。また、商工会議所をはじめとする中小企業を支援する者に対する支援なども実施している。

- 当法人と同程度の規模の民間コンサルティング会社及び独立行政法人等を参考とした。
- ①民間コンサルティング会社
当該法人は、常勤職員数でほぼ同規模の民間コンサルティング会社（常勤職員数約1,217名）である。有価証券報告書で公表されたデータによれば、常勤役員の平均報酬は年間約60百万円である。
 - ②国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
当該法人は、中小機構と比較対象になる常勤職員数が同規模の独立行政法人（常勤職員数約1,542名：令和6年事業報告書より）である。
当該法人の公表資料、役員報酬規程等に記載された本俸額等を勘案すると、理事の年間報酬額は約17百万円と推定される。
 - ③令和5年度公表の令和4年民間における年間報酬額（規模：従業員1,000名以上3,000人未満） 36,138千円

中小企業政策全般にわたる見識や、中小企業者に対する助言・指導、資金面等を含めた各種支援、中小企業支援機関への支援力向上の協力を行う組織の立場から相応の能力を有する者が必要であること、また、業務内容が類似した民間企業、同規模の独立行政法人、公務員及び民間企業の報酬水準と比較検討した結果から、報酬水準は妥当だと思われる。

監事

中小機構は、中小企業政策全般にわたる総合的な支援・実施機関として多種多様な業務を行っており、中小企業者に対する財務、新事業展開、創業、市場開拓、事業承継、生産性向上など、経営全般にわたる具体的な課題解決に資する助言、診断指導などの各種支援を実施。また、商工会議所をはじめとする中小企業を支援する者に対する支援なども実施している。

- 当法人と同程度の規模の民間コンサルティング会社及び独立行政法人等を参考とした。
- ①民間コンサルティング会社
当該法人は常勤職員数でほぼ同規模の民間コンサルティング会社（常勤職員数約1,217名）である。有価証券報告書で公表されたデータによれば、常勤監査役の平均報酬は年間約18百万円である。
 - ②国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
当該法人は、中小機構と比較対象になる常勤職員数が同規模の独立行政法人（常勤職員数約1,542名：令和6年事業報告書より）である。
当該法人の公表資料、役員報酬規程等に記載された本俸額等を勘案すると、監事の年間報酬は約14百万円と推定される。
 - ③令和5年度公表の令和4年民間における年間報酬額（規模：従業員1,000名以上3,000人未満） 36,138千円

中小企業政策全般にわたる見識や、中小企業者に対する助言・指導、資金面等を含めた各種支援、中小企業支援機関への支援力向上の協力を行う組織の立場から相応の能力を有する者が必要であること、また、業務内容が類似した民間企業、同規模の独立行政法人、公務員及び民間企業の報酬水準と比較検討した結果から、報酬水準は妥当だと思われる。

監事(非常勤)

中小機構は、中小企業政策全般にわたる総合的な支援・実施機関として多種多様な業務を行っており、中小企業者に対する財務、新事業展開、創業、市場開拓、事業承継、生産性向上など、経営全般にわたる具体的な課題解決に資する助言、診断指導などの各種支援を実施。また、商工会議所をはじめとする中小企業を支援する者に対する支援なども実施している。

当法人と同程度の規模の民間コンサルティング会社及び独立行政法人を参考とした。

①民間コンサルティング会社

当該法人は常勤職員数でほぼ同規模の民間コンサルティング会社（常勤職員数約1,217名）である。有価証券報告書で公表されたデータによれば、常勤監査役の平均報酬は年間約18百万円であり、社外役員の平均報酬は年間約8百万円である。

②国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

当該法人は、中小機構と比較対象になる常勤職員数が同規模の独立行政法人（常勤職員数約1,542名：令和6年事業報告書より）である。

当該法人は、役員報酬規程に記載された本俸額等を勘案すると、非常勤監事の年間報酬額は約5百万円と推定される。

中小企業政策全般にわたる見識や、中小企業者に対する助言・指導、資金面等を含めた各種支援、中小企業支援機関への支援力向上の協力を行う組織の立場から相応の能力を有する者が必要であること、また、業務内容が類似した民間企業、同規模の独立行政法人、公務員及び民間企業の報酬水準と比較検討した結果から、報酬水準は妥当だと思われる。

【主務大臣の検証結果】

中小機構は、中小企業政策全般にわたる総合的な支援・実施機関として多種多様な業務を行っており、中小機構の役員には業務を遂行する高いマネジメント能力や幅広い知見が求められ、それに見合った適切な処遇が必要である。

理事長の報酬は、主務大臣の業績評価が反映される制度となっており、また、副理事長及び理事の報酬は、当該評価結果等を勘案し、理事長が決定することとなっており、今回の金額についても、その結果を反映したものであり適正であると認める。

中小機構においては、報酬等の支払いの基準について、国家公務員・民間企業の報酬・給与等を考慮するなど、適正確保に向けた取組を行っており、経済産業省としてもそうした取り組みを促しつつ、支払水準の適正性について注視していく。

4 役員の退職手当の支給状況（令和7年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
理事長	千円 該当者なし	年	月			
副理事長B	千円 4,851	年 4	月 0	令和6年6月30日	1.1	※
理事K	千円 4,440	年 3	月 6	令和6年6月30日	1.2	※
理事L	千円 2,748	年 2	月 0	令和6年6月30日	1.3	※
監事D	千円 4,729	年 5	月 1	令和6年6月27日	1.0	※
監事E	千円 7,442	年 8	月 0	令和6年6月27日	1.0	

注1:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注2: 本人からの申し出により退職手当の一部が返納されたため、実際の支給額とは異なる。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
理事長	該当者なし
副理事長B	当該役員の業績勘案率については、「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、在職期間中の法人業績及び担当業務の業績の評定を用いて算出した結果、経済産業大臣が「1.1」と決定した。
理事K	当該役員の業績勘案率については、「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、在職期間中の法人業績及び担当業務の業績の評定を用いて算出した結果、経済産業大臣が「1.2」と決定した。
理事L	当該役員の業績勘案率については、「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、在職期間中の法人業績及び担当業務の業績の評定を用いて算出した結果、経済産業大臣が「1.3」と決定した。
監事D	当該役員の業績勘案率については、「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、在職期間中の法人業績及び担当業務の業績の評定を用いて算出した結果、経済産業大臣が「1.0」と決定した。
監事E	当該役員の業績勘案率については、「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、在職期間中の法人業績及び担当業務の業績の評定を用いて算出した結果、経済産業大臣が「1.0」と決定した。

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

業績給は、主務大臣の当該事業年度に係る実績に関する評価の結果の通知を受け業績に反映させる。

- ・理事長の業績給の額は、主務大臣の評価結果を反映させる。
- ・常勤役員の業績給の額は、評価結果及び役員としての業務に対する貢献度等を勘案し、理事長が決定する。

(参考)

業績給＝月例支給額×2.9086(定率)×主務大臣の評価結果による割合等

独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)において「毎年度の長の報酬額を法人が決定する際には、法人の業績評価を十分に勘案する」とされており、また、独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第50条の2に「役員に対する報酬及び退職手当は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない」と規定されており、同方針及び同条文の考え方に基づき、今後も引き続き業績評価を勘案した制度を運用していきたい。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

中小機構は、中小企業政策全般にわたる総合的な支援・実施機関として多種多様な業務を行っており、中小企業者に対する財務、新事業展開、創業、市場開拓、事業承継、生産性向上など、経営全般にわたる具体的な課題解決に資する助言、診断指導などの各種支援を実施。また、商工会議所をはじめとする中小企業を支援する者に対する支援なども実施している。

当法人と同程度の規模の民間コンサルティング会社及び独立行政法人等を参考とした。

①民間コンサルティング会社

当該法人は、常勤職員数でほぼ同規模の民間コンサルティング会社(常勤職員数約1,217名)である。

有価証券報告書で公表されたデータによれば、従業員の平均年間給与額は10,817千円である。

②国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

当該法人は、中小機構と比較対象になる常勤職員数が同規模の独立行政法人

(常勤職員数約1,542名:令和6年事業報告書より)である。

当該法人は、公表資料によれば令和6年度の平均年間給与額は7,184千円(うち事務・技術職員は8,559千円)である。

③国家公務員

令和7年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額については、414,480円となっており、全職員の平均給与月額は424,979円となっている。

④職種別民間給与実態調査において、中小機構と同等の規模・職種の大学卒

(500人以上の企業、事務課長代理、機構の平均年齢43.1歳相当)の令和7年4月の平均支給額(時間外手当、通勤手当を除く)は、499,632円となっている。

適正人件費について、中期目標に期間中の人件費総額の見込みを記載しており、また、人件費総額、給与の設定等に関しては、独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)に即して対応しているところである。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方
(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

人事評価制度(各年度の組織目標を踏まえて個人目標を設定する業績評価制度と職員の能力・勤務評価制度を組み合わせた制度)を運営し、その評価結果を給与に反映させる。

人事評価制度の評価結果を基礎とし、職員の業績及び職務遂行能力に基づき、昇給・昇格を行い本俸を決定する。

賞与のうち業績賞与部分については、本俸に地域手当率・広域異動手当率を乗じた額、本俸に管理職加算率を乗じた額、本俸に地域手当率・広域異動手当率・職務加算率を乗じた額を加算した額を基礎額とし、その基礎額に支給月数・業績賞与係数及び支給基準日時点における在勤期間係数、そして職員各人の人事評価制度の評価結果に応じた査定係数(0.8から1.2まで)を乗じた額を支給する。

中小機構では、機構設立時の平成16年7月から業績賞与の制度を導入しており、当初は賞与全体に査定係数を乗じた形で運用していたが、平成22年6月には基本賞与と業績賞与部分に分離し、業績賞与部分にのみ査定係数を乗じる形に変更した。

上記の他、平成27年度から主務大臣の評価結果により、賞与のうち業績賞与に対して年度評価結果に応じた評価率を乗じた額を加算又は減算する制度を新設した。

③ 給与制度の内容

独立行政法人中小企業基盤整備機構職員給与規程に基づき、本俸及び諸手当(扶養手当、職務手当、地域手当、広域異動手当、超過勤務手当、深夜手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、通勤手当、単身赴任手当及び住居手当)としている。

賞与については、基本賞与、業績賞与、育児休業応援手当に分かれている。

基本賞与部分については、本俸、扶養手当の合計に地域手当率・広域異動手当率を乗じた額、本俸に管理職加算率を乗じた額、本俸に地域手当率・広域異動手当率・職務加算率を乗じた額を加算した額を基礎額とし、その基礎額に支給月数・基本賞与係数及び支給基準日時点における在籍期間係数を乗じた額を支給する。

業績賞与部分については、本俸に地域手当率・広域異動手当率を乗じた額、本俸に管理職加算率を乗じた額、本俸に地域手当率・広域異動手当率・職務加算率を乗じた額を加算した額を基礎額とし、その基礎額に支給月数・業績賞与係数及び支給基準日時点における在勤期間係数、そして職員各人の人事評価制度の評価結果に応じた査定係数(0.8から1.2まで)を乗じた額を支給する。

育児休業応援手当については、育児休業を取得する職員が担当していた業務をカバーした職員を対象とし、所定の要件を全て満たす職員に、50,000円を支給する。

また、主務大臣の評価結果により、賞与のうち業績賞与に対して年度評価結果に応じた評価率を乗じた額を加算又は減算し、支給する。

④ 給与制度の令和7年度における主な改定内容

令和7年度中の給与の改定は以下のとおり。

①令和7年人事院勧告を踏まえ、令和8年1月から、号俸について引上げを行い、初任給については12,000円の引上げを実施した。(本俸 平均改定率3.3%) 適用時期については、令和7年4月からとした。

②令和7年人事院勧告を踏まえ、自動車等使用者に対する通勤手当について、距離区分に応じて、200円から7,100円までの幅で引上げを実施した。適用時期については令和7年4月からとした。

③令和6年人事院勧告を踏まえ、地域手当の異動保障の期間を異動後3年間(1年目100%、2年目80%、3年目60%)に延長した。適用対象者は、令和7年4月以降の異動者とした。

④令和6年人事院勧告を踏まえ、令和7年4月から、通勤手当の支給限度額を月150,000円に引き上げるとともに、新幹線通勤等の要件緩和を実施した。

⑤令和6年人事院勧告を踏まえ、令和7年4月から、配偶者に係る扶養手当を廃止、子に係る扶養手当額を13,000円に引き上げた。令和7年度は経過措置として、扶養手当の額を配偶者1,500円、子1人につき11,500円とした。

⑥賞与の支給月数について、年4.60月分から年4.65月分とする0.05か月分の引上げを実施した。

⑦育児休業を取得する職員が担当していた業務をカバーした職員を対象とし、所定の要件を全て満たす職員に、50,000円を支給する育児休業応援手当を導入した。

⑧4等級及び5等級の職員の基本賞与係数を85/100から80/100に引き下げ、業績賞与係数を15/100から20/100に引き上げた。

⑨5等級の職員の査定係数の上限を110/100から120/100に引き上げ、下限を90/100から80/100に引き下げた。

2 職員給与の支給状況

① 常勤職員の数

全常勤職員(令和8年4月1日時点):856人

注:常勤の在外職員、任期付職員及び再雇用職員(再任用職員)を含む全ての常勤職員の総数

うち同一の職種等により通年で給与が支給された職員(対象常勤職員):641人

② 職種別支給状況

<年俸制適用者以外>

区分	人員	平均年齢	令和7年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	582	43.1	8,909	6,337	167	2,572
	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	582	43.1	8,909	6,337	167	2,572
民間出向職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	-	-	-	-	-	-

注1:常勤職員については、任期付職員、在外職員、再任用職員及び非常勤職員を除く。

注2:区分中の職種(研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員))は該当者がいないため省略した。

注3:民間出向職員とは、事務・技術に該当しない民間企業からの出向職員を示す職種である。

区分	人員	平均年齢	令和7年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	46	55.2	4,489	3,290	165	1,199
	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	46	55.2	4,489	3,290	165	1,199

注1:任期付職員については、在外職員、再任用職員及び非常勤職員を除く。

注2:区分中の職種(研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員))は該当者がいないため省略した。

<年俸制適用者>

区分	人員	平均年齢	令和7年度の年間給与額(平均)				
			総額	うち所定内		うち賞与	
				うち通勤手当			
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	9	59.9	11,396	10,113	116	1,283	
	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	事務・技術 (当該年度賞与支給対象)	4	56.5	15,051	12,165	156	2,886
	人	歳	千円	千円	千円	千円	
事務・技術 (当該年度賞与支給対象外)	—	—	—	—	—	—	
常勤専門職員	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	5	62.7	8,473	8,473	85	0	

注1:年俸制適用者(任期付職員)の事務・技術(当該年度賞与支給対象外)については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、年俸制適用者(任期付職員)全体の数値からも除外している。

注2:年俸制適用者(任期付職員)については、常勤職員、在外職員及び非常勤職員を除く。

注3:区分中の職種(研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員))は該当者がいないため省略した。

区分	人員	平均年齢	令和7年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	60.5	11,473	11,473	193	0
	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術 (当該年度賞与支給対象)	-	-	-	-	-	-
事務・技術 (当該年度賞与支給対象外)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	60.5	11,473	11,473	193	0

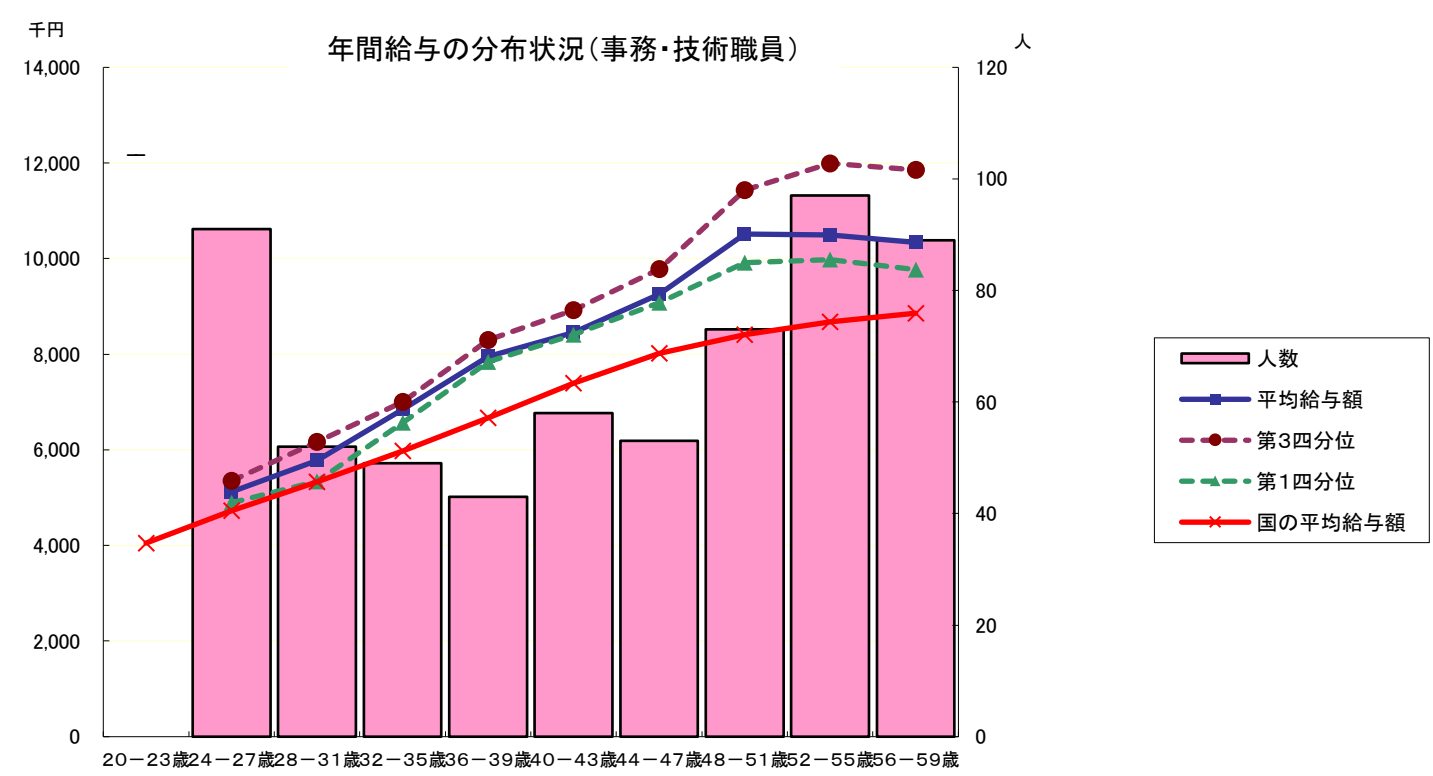
注1:年俸制適用者(再任用職員)の事務・技術(当該年度賞与支給対象)については、該当者がな

いため省略した。

注2:年俸制適用者(再任用職員)については、常勤職員、在外職員及び非常勤職員を除く。

注3:区分中の職種(研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員))は該当者がいないため省略した。

③ 年齢別年間給与の分布状況（事務・技術職員）〔年俸制適用者を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:②の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

④ 職位別年間給与の分布状況（事務・技術職員）

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額			
			平均	最高～最低		
	人	歳	千円	千円		
代表的職位						
・本部部長	10	56.8	12,430	13,572	～	11,767
・地方部長	4	58.3	12,102	12,817	～	11,618
・本部課長	110	52.8	11,391	13,062	～	8,445
・地方課長	79	53.2	11,081	13,258	～	8,512
・本部課長代理	140	44.7	8,906	13,427	～	6,713
・地方課長代理	64	46.2	8,625	11,916	～	6,276
・本部主任	52	32.3	6,458	7,294	～	5,341
・地方主任	27	31.1	5,769	6,678	～	5,151
・本部係員	72	35.3	4,996	5,679	～	4,464
・地方係員	70	36.0	4,795	5,814	～	3,099

⑤ 賞与(令和7年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		60.6	56.1	58.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		39.4	43.9	41.8
一般職員	最高～最低	%	%	%
		51.5～28.1	55.9～32.1	53.8～30.2
	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		74.3	70.9	72.5
一般職員	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		25.7	29.1	27.5
	最高～最低	%	%	%
		50.0～15.0	54.5～13.9	52.4～14.4

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 117.0 ・年齢・地域勘案 109.8 ・年齢・学歴勘案 114.5 ・年齢・地域・学歴勘案 108.1
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	○比較対象職員の状況 Ⅱ-2-②表(職種別支給状況)の常勤職員欄の582人及び任期付職員欄の46人 計628人 628人の平均年齢 44.0歳、平均年間給与額8,585千円 ○中小機構全体の対国家公務員指数は117.0となっているが、これは大卒者の割合が高いこと及び地方の給与水準より高い本部勤務職員を地域本部に職員の4割程度を配置しているため、全体の指数が押し上げられていると考えられ、現に在勤地域及び学歴を勘案した対国家公務員指数は108.1となっている。 当機構の指数が高くなっている具体的な要因は以下のとおりである。 ア. 国家公務員と中小機構の学歴別構成 大卒者の構成比を比較すると国(行政職(一))が65.1%に対し当機構は88.7%となっており、大卒者の割合が国と比べて高いことも、対国家公務員指数を上げるひとつの要因となっている。 (注:大卒者の割合については、令和7年国家公務員給与等実態調査より記載。) イ. 当機構の場合、広域的な事業実施体制を確保するため、職員の4割程度を地域本部に配置している。このため、地方の給与水準より高い本部勤務職員を地方に配置することになるため、これが全体の指数を押し上げる結果となっている。 なお、実際に異動保障を受ける職員の割合は国の15.3%に対し、16.4%となっている。 (注:国の異動保障を受ける割合については、令和7年国家公務員給与等実態調査より記載。) また、地方に配置されている職員のうち、実際に異動保障制度を受ける職員の割合は42.2%と高くなっている。 (注:地域手当率が高い地域から低い地域に異動した場合には、3年間、異動前の手当率(1年目100%、2年目80%、3年目60%(令和7年度)) ○中小機構は、中小企業政策全般にわたる総合的な支援・実施機関として多種多様な業務を行っている。具体的には中小企業者に対する事業承継・事業引継ぎ、生産性向上、新事業展開・創業、経営環境の変化への対応、人材育成など、経営全般にわたる具体的な課題解決に資する助言・診断指導などの各種支援を実施。また、商工会議所をはじめとする中小企業支援機関などには支援機能の向上・強化を支援している。これらの業務の遂行には中小企業診断士などの資格や高い職務能力が必要であり、高度な専門性を有する人材確保のためにある程度の給与水準が必要となる。
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める令和7年度の国からの財政支出の割合 1.0%】 (国からの財政支出額 190億円、支出予算の総額 19,355億円 令和7年度予算) 【利益剰余金 6,151億円(令和6年度決算)】 【管理職の割合 32.3%(Ⅱ2②において集計対象となった常勤職員及び任期付職員628名中203人)】 【大卒以上の高学歴者の割合 88.7%(Ⅱ2②において集計対象となった常勤職員及び任期付職員628名中557人)】 【支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合 0.20%】 (支出総額 35,560億円、給与報酬等支給総額 72億円 令和6年度決算) (法人の検証結果) ①支出予算に対する国からの財政支出の割合は1.0%であるが、中期計画期間において、一般管理費(退職手当を除く)及び業務経費(退職手当を除く)については、新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される部分を除き毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図ることとしている。人件費総額、給与の設定等に関しては、独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)に即して対応しているところである。 ②平成16年度から生じていた繰越欠損金の主因は、小規模企業共済事業の繰越欠損金が、中小機構発足時(平成16年7月)の会計処理基準の変更(簿価評価から時価評価へ)により含み損が生じたことから積み上がったもの。これまでも小規模企業共済法の改正(平成16年)により、市場利回りに見合う予定利率の見直し措置を実施する等、欠損金の減少にむけた取り組みを実施し、機構発足時点(欠損金9,363億円)から繰越欠損金の縮小に努めていたところ、平成26年度に繰越欠損が解消し、令和6年度末の小規模企業共済勘定において5,989億円の利益剰余金が生じている。 ③業務の性質上、一定程度の管理職は必要不可欠であるため、一人の管理職に複数の管理業務を所管させることにより、管理職割合が増えないよう努めている。 ④中小機構は、中小企業政策全般にわたる総合的な支援・実施機関として多種多様な業務を行っている。具体的には、中小企業者に対する事業承継・事業引継ぎ、生産性向上、新事業展開、創業、経営環境の変化への対応、人材育成など、経営全般にわたる具体的な課題解決に資する助言・診断指導、各種支援を実施。また、商工会議所をはじめとする中小企業支援機関などには支援機能の向上・強化を支援している。これらの業務の遂行には中小企業診断士などの有資格者や高い専門性を有する人材が必要である。 民間コンサルティング会社との給与水準の比較した場合、常勤職員数でほぼ同規模の民間コンサルティング会社(常勤職員数約1,217名)の従業員の平均年間給与額は10,817千円(有価証券報告書で公表されたデータによる)であり、中小機構の方が低い水準となっている。 また、公務員との比較においても、公務員と比べ大卒者の割合が高いこと及び地方の給与水準より高い本部勤務職員を地域本部に職員の4割程度を配置している等の要因を考慮すると、現時点での給与水準は妥当であると言える。 (主務大臣の検証結果) 当法人は、中小企業者に対する財務、新事業展開、創業、市場開拓、事業承継、生産性向上など、経営全般にわたる具体的な課題解決に資する助言・診断指導などの各種支援を実施。また、商工会議所をはじめとする中小企業を支援する者に対する支援なども実施しており、これらの業務の遂行には、中小企業診断士などの有資格者やより高い専門性を有する人材が必要であり、現在の給与水準はやむを得ないと考える。 一方で、管理職に複数の管理業務を所管させることにより管理職割合が増加しないように努めるなど、段階的に給与水準を引き下げる取り組みを実施しており、こうした取り組みの結果、平成18年度対国家公務員指数(127.6)に比べ10.6ポイントの低減を達成している。今後も人事院勧告等の方針を踏まえつつ、引き続き、給与水準の引き下げの取り組みを適切に行っていく必要があると考える。
講ずる措置	①人件費総額、給与の支給基準の設定等に関しては、独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)に即して対応する。 ②管理職割合については、業務の性質上、一定程度の管理職は必要不可欠であるため、一人の管理職に複数の管理業務を所管させることとし、人件費の抑制に努める。

4 モデル給与

- (扶養親族がない場合)
- 22歳(大卒初任給)
- 月額249,800円 年間給与3,783,197円
- 35歳(本部課長代理)
- 月額441,840円 年間給与7,576,958円
- 50歳(本部課長)
- 月額646,128円 年間給与11,165,310円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者3,000円、子1人につき11,500円)を支給 (令和7年度)

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

人事評価制度(各年度の組織目標を踏まえて個人目標を設定する業績評価制度と職員の能力・勤務評価制度を組み合わせた制度)を運営し、その評価結果を給与に反映させる。

人事評価制度の評価結果を基礎とし、職員の業績及び職務遂行能力に基づき、昇給・昇格を行い本俸を決定する。

賞与のうち業績賞与部分については、本俸に地域手当率・広域異動手当率を乗じた額、本俸に管理職加算率を乗じた額、本俸に地域手当率・広域異動手当率・職務加算率を乗じた額を加算した額を基礎額とし、その基礎額に支給月数・業績賞与係数及び支給基準日時点における在勤期間係数、そして職員各人の人事評価制度の評価結果に応じた査定係数(0.8から1.2まで)を乗じた額を支給する。

上記の他、平成27年度から主務大臣の評価結果により、賞与のうち業績賞与に対して年度評価結果に応じた評価率を乗じた額を加算又は減算する制度を新設している。

III 総人件費について

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 7,219,348	千円 7,620,674	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 552,337	千円 359,561	千円	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 2,826,811	千円 2,992,159	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 1,440,934	千円 1,505,769	千円	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 12,039,430	千円 12,478,163	千円	千円	千円

注:附属明細書における「役員及び職員の給与の明細」については法定福利費を含んで計上しているため、本表とは一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について
- ア. 給与、報酬等支給総額(対前年度比: +5.6%)
- 事業拡大等に伴う職員数増加による支給額の増。
 - 令和7年度人事院勧告を踏まえた、俸給月額表の改定及び賞与の支給月数引上げによる増。
- イ. 最広義人件費(対前年度比: +3.6%)
- 事業拡大等に伴う非常勤役職員等の増員による増。
 - 令和7年度人事院勧告を踏まえた、俸給月額表の改定及び賞与の支給月数引上げによる増。
 - 退職手当の支払い額の減少による減。
- ②「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年3月から以下の措置を講ずることとした。
- 役職員の退職手当について、「調整率」の引下げを実施した。
- 役員に関する講じた措置の概要:平成30年3月1日から国家公務員の退職手当調整率の改正(87/100→83.7/100)に準じて、役員の退職手当に係る支給割合を100分の10.875(12.5/100×87/100)から100分の10.4625(12.5/100×83.7/100)に引き下げた。
- 職員に関する講じた措置の概要:平成30年3月1日から国家公務員の退職手当調整率の改正(87/100→83.7/100)に準じて、職員の退職手当の調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げた。
- なお、退職手当の引下げについては、労使交渉に時間を要したことから、措置の開始時期は、国家公務員に係る措置時期(平成30年1月1日)と異なる取扱いとした。役員については、対象となる役員がいなかったため、職員の開始時期に合わせた。

IV 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

常勤職員の定年年齢は65歳である。常勤職員の定年年齢については、令和6年3月31日に定年年齢を60歳から、令和6年3月31日から令和7年3月31日までの間は61歳、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間は62歳、令和9年4月1日から令和11年3月31日までの間は63歳、令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間は64歳、令和13年4月1日以降は65歳に引き上げた。

定年年齢の引上げに伴い、常勤職員については、60歳に達する年度の末日において管理職の職員は、非管理職に降任する制度を設けているほか、職員の本俸月額について61歳に達する年度から7割水準とすることとした。

V その他

特になし。